

令和 6 年 2 月 2 8 日開会

令和 6 年 3 月 1 5 日閉会

令和 6 年

第 1 回定例会会議録

(3 日 目)

小 豆 島 町 議 会

開議 午後 1 時07分

○議長（谷 康男君） こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

定例会初日からの議案審議でお疲れのところお集まりくださいます。ありがとうございます。

本日は2月28日に各常任委員会へ付託しました議案等の委員会審査報告、また追加議案が提案されております。

なお、本日の議事日程につきましては、3月8日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会します。（午後 1 時08分）

直ちに本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

お諮りします。

日程第 1 及び日程第 2 の各常任委員会審査報告は、付託議案の審査報告を一括して行い、その後質疑を行い、2つの常任委員会から報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

~~~~~

日程第 1 議案第 4 号～6 号、16 号、23 号に対する総務建設常任委員会審査報告

○議長（谷 康男君） それでは、日程第 1、議案第 4 号から議案第 6 号、議案第16号及び議案第23号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題といたします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。安井委員長。

○総務建設常任委員長（安井信之君） 令和 6 年 3 月15日。小豆島町議会議長谷康男殿。  
総務建設常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、2月28日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。令和6年3月5日、6日、7日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1)議案第4号小豆島坂手ポートターミナル条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2)議案第5号小豆島町更新住宅条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3)議案第6号小豆島町空き家資源活用住宅条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4)議案第16号令和6年度小豆島町一般会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(5)議案第23号令和5年度小豆島町坂手財産区会計歳入歳出決算認定について。

原案どおり可決すべきものと決定した。以上です。

○議長（谷 康男君） 委員長報告が終わりました。

議案第4号から議案第6号、議案第16号及び議案第23号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第10号、12号、17号～22号に対する教育民生常任委員会審査報告

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、議案第10号、議案第12号、議案第17号から議案第22号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題といたします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。三木委員長。

○教育民生常任委員長（三木 卓君） 小豆島町議会議長谷康男殿。教育民生常任委員会委員長三木卓。

委員会審査報告書。

本委員会は、2月28日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。記。

1. 委員会開催年月日。令和6年3月8日。

２．審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査いたしました。

３．件名及び審査の結果。

(1)議案第10号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2)議案第12号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3)議案第17号令和６年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4)議案第18号令和６年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(5)議案第19号令和６年度小豆島町介護保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(6)議案第20号令和６年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(7)議案第21号令和６年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(8)議案第22号令和６年度小豆島町介護保険施設事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。以上です。

○議長（谷 康男君） 委員長報告が終わりました。

議案第10号、議案第12号、議案第17号から議案第22号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３ 議案第４号～６号、１０号、１２号、１６号～２３号に対する討論及び採決

○議長（谷 康男君） それでは、日程第３、議案第４号から議案第６号、議案第10号、議案第12号及び議案第16号から議案第23号に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第４号小豆島坂手ポートターミナル条例について、これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号小豆島坂手ポートターミナル条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第5号小豆島町更新住宅条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号小豆島町更新住宅条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第6号小豆島町空き家資源活用住宅条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号小豆島町空き家資源活用住宅条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第10号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第12号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第16号令和6年度小豆島町一般会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第16号令和6年度小豆島町一般会計予算に対し反対の討論を行います。

まず、来年度予算の中で、子育て支援では給食費の無償化や医療費無料化の継続、空き家資源活用事業などの空き家利活用などの移住促進策や若者への支援策、さらに小豆島オーリーブバスへの支援、防災対策の強化など、今必要な様々な施策及び会計年度任用職員の勤勉手当の新たな支給など、大いに歓迎するところです。しかし、今、賃金が上がらず、年金は下がり続け、物価が高騰する中で、町民の暮らしと営業が大変危機的な状況となっています。町民の暮らしへのきめ細やかな施策がさらに必要であったのではないかと考えます。例えば、補聴器購入補助などの施策を求めるものです。

次に、町長が力を入れておられる観光振興の取り組み、多額の予算がつけられております。例えば、ふるさと村基盤整備検討調査やオーリーブ公園テニスコート等除却など、もち

ろん必要な施策ではあるのだろうと思いますが、民間資本導入というところに不安を感じるのは私だけではないと思います。それこそ、民間事業者はもうけ第一で、もしもうからなくなれば後は野となれ山となれの世界です。さらに慎重な取り組み、そしてもっと町民の声を聞く取り組みを求めていると思います。

次に、例えばデジタル化など、国が進める政策であっても町民の利益や個人情報が増えるおそれがある施策について、国の言いなりだけではなく、町民の利益第一で進めるべきです。

最後に、国の同和対策事業特別措置法が失効しているにもかかわらず、個人給付や部落解放同盟への補助金などの多額の同和関連予算が見直しもされないまま計上されていることも問題です。一般対策へ移行するべきだと考えます。以上のことから、議案第16号に反対です。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番大下議員。

○1番（大下 淳君） 私は、議案第16号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

令和6年度小豆島町一般会計予算は、次代に夢をつなぐ、持続可能なまちづくりを目指し、産業の再興と雇用基盤の強化、公共交通の確保と港の再整備、教育施設の再編による教育、子育て環境の充実、集落活性と空き家活用、安全・安心施策の推進などの事業を重点的に推進するとともに、「島は1つ」に向けて土庄町とさらなる連携強化を図るなど、小豆島町及び小豆島全体の課題解決に向けての施策事業に必要な予算が計上されておりますので、私は議案第16号に賛成するものであります。

同和問題に関する予算につきましては、これまでも地区住民の自主自立を図るための様々な施策を実施してきたところですが、完全な部落差別の解消には至っておらず、まだまだ憂慮すべき状況にあります。部落差別解消法では、部落差別の解消に関する施策の推進を国及び地方公共団体の責務と規定されており、事業の推進は法に基づくものでありますので、その関連する予算に賛成いたします。

マイナンバー制度は、行政デジタル化の基盤となる制度であり、住民の利便性を向上するとともに、行政の無駄を削減し、公正公平できめ細やかな社会保障が的確に行われる社会を実現するために不可欠な制度であります。そのため、最新のICT技術を活用することによるリスクの軽減とメリットの拡大を適切に発信し、住民に安心と希望を提供していただきたいと考えておりますので、私はその関連する予算に賛成いたします。以上であります。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第16号令和6年度小豆島町一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第17号令和6年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号令和6年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第18号令和6年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第18号令和6年度後期高齢者医療事業特別会計予算に対して反対討論を行います。

まず、そもそも高齢者を75歳という年齢だけで区別する差別医療制度である後期高齢者医療制度には反対で、中止するべきだと考えております。そして、保険料の負担増がされるということ、特に支援金制度として子育て財源の上乗せを行うことは、医療保険の本来の理念をゆがめるものであり、高齢者に新たな負担を押しつけるもので許せません。以上で反対討論を終わります。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番大下議員。

○1 番（大下 淳君） 後期高齢者医療につきましては年齢で区切りますが、これもどこかで線引きをしなければいけない現実があります。また、子育て支援につきましては、少子・高齢化を何としても国家としては抜け出さなくてはならない。そのために、広く薄く社会に負担を求めるものでございます。制度につきましては、またいずれ修正等もあるかと思いますが、当面この施策で進んでいくことが求めているのではないかと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第18号令和6年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第19号令和6年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号令和6年度小豆島町介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第20号令和6年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号令和6年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第21号令和6年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号令和6年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第22号令和6年度小豆島町介護保険施設事業会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号令和6年度小豆島町介護保険施設事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第23号令和5年度小豆島町坂手財産区会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第23号は委員長報告のとおり認定すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号令和5年度小豆島町坂手財産区会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第4 議案第24号 教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（谷 康男君） 次、日程第4、議案第24号教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

坂東民哉教育長の退場を求めます。

〔教育長 坂東民哉君 退場〕

○議長（谷 康男君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第24号教育長の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

現教育委員会教育長坂東民哉氏が、令和6年5月11日をもって任期満了となりますが、同氏については教育、学術及び文化に関して識見を有し、教育行政に精通しておりますことから、引き続き教育長に任命したいと考えております。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づく任命に当たり、議会の皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 議案第24号教育長の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

上程議案集の2ページをお願いいたします。

現在の教育委員会教育長坂東民哉氏が、令和6年5月11日をもって任期満了となりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第2項の規定に基づき、引き続き坂東氏を任命したいので、同法第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

坂東氏は、住所、小豆島町草壁本町615番地50、生年月日は昭和32年9月6日で、現在66歳です。

次のページをお開きください。

坂東氏の略歴でございます。

昭和55年3月に愛媛大学農学部を卒業、同年4月に内海町役場に入庁されました。平成19年4月に学校教育課課長補佐に就いて以降、学校教育課課長、教育部長を務められました。再任用後も教育指導室室長として教育行政に携わり、平成31年4月24日からは高橋前教育長の後を受け教育長を務められております。

任期は、令和6年5月12日から令和9年5月11日までの3年間となります。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第24号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号教育長の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意されました。

坂東教育長の入場を求めます。

〔教育長 坂東民哉君 入場〕

~~~~~

日程第5 議案第25号 教育委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（谷 康男君） 次、日程第5、議案第25号教育委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第25号教育委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

教育委員会委員のうち、中川剛臣氏が令和6年5月11日をもって任期満了となりますので、教育に対して高い関心と豊富な知識を有しておられます佐々木孝氏を新たに教育委員に任命したいと考えております。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づく任命に当たり、議会の皆様の同意を賜りますようお願いを

申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 上程議案集の４ページをお願いいたします。

議案第25号教育委員の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

現在の教育委員会委員中川剛臣氏が、令和６年５月11日をもって任期満了となりますので、その後任として佐々木孝氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

佐々木氏は、住所、小豆島町木庄甲258番地１、生年月日は昭和51年10月12日で、現在47歳でございます。

次のページをお開きください。

佐々木氏の略歴ですが、平成６年３月に東京都立小平南高等学校卒業、同年４月に株式会社フィットネスマネジメントに入社され、その後平成21年５月から秋田工業株式会社で勤務をされております。その他の経歴としまして、平成29年４月以降、安田幼稚園ＰＴＡ会長、小豆島中学校ＰＴＡ副会長、安田小学校ＰＴＡ副会長、同小学校ＰＴＡ会長を歴任されております。

任期は、令和６年５月12日から令和10年５月11日までの４年間となります。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第25号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号教育委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第6 議案第26号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第7 議案第27号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第8 議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第26号から日程第8、議案第28号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第26号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町固定資産評価審査委員会委員のうち、藪脇修氏が令和6年5月10日をもって任期満了となりますが、同氏は固定資産の評価に関する学識経験を有し、委員として適任でありますことから、引き続き同氏を選任するに当たり、地方税法第423条第3項に基づく議会のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

また、議案第27号及び議案第28号につきましても、現委員の真砂哲氏、山下藍氏が同日に任期満了となりますが、引き続き選任するに当たり、議会の皆様の同意を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の6ページをお願いいたします。

議案第26号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

固定資産評価審査委員会は、固定資産台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置されているもので、任期は3年となっており、本年5月10日をもって満了となります。

現在、藪脇修氏が就任されておりますが、同氏は固定資産の評価に関する学識経験を有し、委員として適任でありますことから、引き続き選任するに当たり、地方税法第423条第3項に基づく議会のご同意をお願いしようとするものでございます。

略歴につきましては、7ページに記載のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお

願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第26号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第27号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の8ページをお願いいたします。

議案第27号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

固定資産評価審査委員会は、固定資産台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置されているもので、任期は3年となっており、本年5月10日をもって満了となります。

現在、真砂哲氏が就任されておりますが、同氏は固定資産の評価に関する学識経験を有し、委員として適任でありますことから、引き続き選任するに当たり、地方税法第423条第3項に基づく議会のご同意をお願いしようとするものでございます。

略歴につきましては、9ページに記載のとおりでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第27号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第8、議案第28号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の10ページをお願いいたします。

議案第28号固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてでございます。

固定資産評価審査委員会は、固定資産台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置されているもので、任期は3年となっており、本年5月10日をもって満了となります。

現在、山下藍氏が就任されておりますが、同氏は固定資産の評価に関する学識経験を有し、委員として適任でありますことから、引き続き選任するに当たり、地方税法第423条第3項に基づく議会のご同意をお願いしようとするものでございます。

略歴につきましては、11ページに記載のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第28号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたし



ました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第9 議案第29号 小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第9、議案第29号小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第29号小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、建設課が所管する農林水産施設について、農林水産課の施策と関連した事業であること、また農林水産業者の利便性の向上を図るため、所管課を農林水産課に変更し、町民の目線に沿った分かりやすい組織体制を構築し、よりよい行政サービスを提供するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の12ページをお願いいたします。

議案第29号小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例についてです。

本案は、建設課が所管する農林水産施設について、農林水産課の施策と関連した事業であること、また農林水産業者の利便性の向上を図るため、改正前にあります第3条第10項第1号の建設課下線部分、農林施設及び水産施設に関する事項を、改正後の同条第9項第2号の農林水産課下線部分、農林施設及び水産施設に関する事項へ移動し、町民の目線に沿った分かりやすい組織体制を構築し、よりよい行政サービスを提供するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

一例で申し上げますと、住民がため池関連で来庁された場合、まず行くのが農林水産課。これはごく自然なことだと思いますが、池の場所や大きさ、所有者のデータに関することになると、台帳は建設課にあるので建設課に移動してもらわないといけません。日頃の維持管理の話になると、農林水産課になります。これが修繕工事の話になると、建設課になってしまいます。このように、住民目線で考えるとワンストップが理想であり、内容によって所管課が変わるということは、混乱を招く原因となります。また、実際住民から農林水産課で対応してほしいとのご意見もあることから、今回改正を行うものでございます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。ご審議のほ

どよろしく願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第29号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第10 議案第30号 令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）

日程第11 議案第31号 令和5年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第10、議案第30号令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）及び日程第11、議案第31号令和5年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第30号令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において補正をお願いいたします額は1億9,723万8千円の減額でございます。

補正の内容といたしましては、議会費4万2千円、総務費4,030万6千円の減額、民生費1,345万4千円の減額、衛生費3,500万3千円、農林水産業費139万1千円、商工費1,303万7千円の減額、土木費8,991万円の減額、消防費982万7千円の減額、教育費7,292万6千円の減額、災害復旧費13万6千円、諸支出金565万円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

また、議案第31号国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第10、議案第30号令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第30号令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の14ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から1億9,723万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ131億3,723万6千円とするものでございます。

第2条は繰越明許費でございまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を18ページから20ページの第2表繰越明許費のとおり定めるものでございます。

第3条は地方債の補正であり、21、22ページの第3表地方債補正のとおり追加、変更するものでございます。

恐れ入ります。18ページから20ページの第2表繰越明許費をご覧ください。

記載のとおり、44の事業について繰越しを行うものでございます。繰越明許費につきましては、例年同様に国の補正予算との関係をはじめ、半導体等資材不足、現地での施工方法の検討、土地所有者との交渉、地元や漁協等関係機関との協議、受託事業者との調整、遺族との協議、技師のマンパワー不足などによって事業実施に不測の日数等を要することから、予算を繰り越すものでございます。

なお、翌年度繰越額合計は16億5,908万7千円となっており、例年に比べて大きな額となっておりますが、これは坂手港で整備を進めております地方創生拠点整備事業が主な要因でございます。

次に、21ページの第3表地方債補正をご覧ください。

まず、追加につきましては、小豆島ブランド推進事業の限度額を230万円に定めるものであり、こちらは当初予算において、エキスポ2025小豆島プロジェクト事業の財源として離島活性化交付金の活用を考えておりましたが、事業採択を受けられなかったことから、財源の補填措置として過疎対策事業債のソフト分を活用するものでございます。

次に、変更につきましては、入札等事業費の確定、国庫支出金等の控除財源の変動、県営事業予算との関係等によって起債額が増減しておりますが、各事業の補正後の限度額は表に記載のとおりでございます。なお、地方債全体ではマイナス1億730万円の減額となっております。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）説明書の12、13ページをお開き願います。

なお、今回の補正予算につきましては、例年同様人件費の補正、各種事業及び社会保障給付費等の精算見込みによる増減が主な内容となっております。つきましては、人件費の補正とこれまでの議会において既にご審議を賜り、議決を頂戴している事業の精算見込み等につきましては、昨年度と同様に説明を割愛させていただき、新たに追加補正で計上しております科目につきご説明申し上げます。また、歳入予算の補正につきましては、歳出予算の説明に併せて財源内訳として説明させていただきます。

それでは、歳出の補正予算の内容をご説明申し上げます。

まず、ページの中段になります、2款総務費、1項6目財産管理費、10節需用費243万8千円につきましては、池田保健センター2階のエアコンが経年劣化により故障していることから、エアコン2基分の更新の費用を計上したものであり、財源は水道基金繰入金でございます。

次に、ページの一番下になります、14目公共交通対策費、ページをめくっていただきまして、15ページの上から2行目、18節負担金補助及び交付金4,467万円につきましては、オリーブバスの運転手の人員不足による時間外労働賃金の増加をはじめ、燃料価格の高騰、バスの老朽化による修繕費用の増嵩等により、オリーブバスの経営が極めて厳しい状況にあることから、土庄町と共同で減収補填を実施するものであり、財源は一般財源でございます。

次に、ページの真ん中になります、3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料652万3千円につきましては、住民基本台帳法の一部改正により住民票及び戸籍付票の記載事項として氏名の振り仮名を追加する必要があることから、電算システム改修費を計上したもので、財源は全額国庫支出金でございます。

次に、ページを2枚めくっていただき、18、19ページをお開き願います。

ページの真ん中より少し下になります、4款衛生費、3項水道費、1目上水道費、23節投資及び出資金9,266万7千円につきましては、香川県広域水道企業団小豆島事業体を実施する配水管等更新工事費の3分の1を出資するに当たり、国庫補助対象事業分につきましては12月補正においてご議決を賜りましたが、単独事業分について追加出資をするもので、財源は水道基金からの繰入金でございます。

次に、ページを1枚めくっていただきまして、20、21ページをお開き願います。

ページの真ん中になります、7款商工費、1項3目観光費、18節負担金補助及び交付金86万4千円につきましては、小豆島観光協会が観光ナイトコンテンツの開発に向け観光庁の補助金を受けて実施したアイランドシアター事業につきまして、国庫補助金、チケット販売収入を控除した残額について土庄町と共同で事業負担をするもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、その下、4目観光施設費、10節需用費96万3千円につきましては、国民宿舎の厨房設備等において漏水が発生していることから、緊急修繕を実施する費用を計上したもので、財源は小豆島ふるさと村整備運営基金からの繰入金でございます。

次に、ページを2枚めくっていただきまして、24、25ページをお開き願います。

ページの中ほどより少し上になります、10款教育費、2項小学校費、3目放課後児童クラブ事業費、10節需用費155万1千円と12節委託料、説明欄1、床美装業務委託料15万8千円につきましては、池田放課後児童クラブを令和6年度より社会福祉法人清見福祉協会へ委託する予定であり、児童の学習環境等を整えるため、エアコンの更新と床の美装を実施する費用を計上したもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、ページを1枚めくっていただき、26、27ページをお開き願います。

ページの中ほどより少し下になります、10款教育費、6項保健体育費、2目学校給食施設費、10節需用費、説明欄1、修繕料467万円につきましては、給食センターのフードスライサー、食器消毒保管機が故障したことから、更新を実施するもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、その下、3目海洋センター費、10節需用費100万円につきましては、内海B&G海洋センターのトイレにつきまして、現在、男女ともに全て和式トイレであり、利用者から改善の要望が寄せられていることから、男女それぞれ洋式化を実施するものであり、財源はふるさとづくり基金でございます。

最後に、ページの一番下になります、13款諸支出金、1項普通財産取得費、ページをめくっていただきまして、1目土地建物取得費、16節公有財産購入費565万円につきましては、現在の福田駐在所が津波、高潮と土砂災害警戒区域の立地にあり、老朽化も進んでいることから、香川県警において建て替えが計画されており、町において用地の提供が求められております。香川県警、地元自治会と協議の結果、福田公民館前の畑が候補地になったことから、福田駐在所と将来の消防福田分団の建設地、あるいは現在手狭となっている公民館の駐車場用地として購入するものであり、財源はふるさとづくり基金でございます。以上、駆け足での説明となりましたが、議案第30号の説明を終わらせていただきま

す。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第30号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第11、議案第31号令和5年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第31号令和5年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の23ページをお願いいたします。

第1条は、既定の額に歳入歳出それぞれ29万8千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ19億742万1千円とするものでございます。

今回の補正は、令和4年度の国県交付金の精算及び国の補助制度の創設等により所要の補正を行うものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明させていただきます。

説明書の36、37ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

6款繰越金は、令和4年度分の国費、県費精算のため、財源として不足する21万円を増額補正するものでございます。

次の8款国庫支出金、1項1目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報活動に対する補助制度が新設され、4万8千円を計上しております。なお、補助率は10分の10でございますが、加入世帯数により上限額が設けられております。

2目健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金につきましては、出産育児一時金の支給

額を42万円から50万円に引き上げたことに対し、1件につき5千円の補助制度が新設されたため、交付予定である8件分4万円を計上しております。

次に、38、39ページ、歳出についてご説明いたします。

2款保険給付費、4項1目出産育児一時金につきましては、歳入でご説明しました補助金の受入れにより、財源内訳を変更するものでございます。

次の4款保健事業費、1項1目保健対策費は、マイナ保険証の周知広報活動のため、リーフレット作成費用として5万3千円を増額補正するものです。なお、リーフレットにつきましては、今月末に発送する新しい保険証に同封する予定としております。

7款諸支出金、1項2目償還金は、令和4年度に交付を受けた療養給付費等交付金を精算するため、超過交付分24万5千円を増額補正するものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第31号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号令和5年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第13 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（谷 康男君） 次、日程第12、諮問第1号及び日程第13、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由のご説明を申し上げます。

令和6年6月30日をもって人権擁護委員の谷部達海氏の任期が満了となりますが、引き

続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

また、諮問第2号につきましては、令和6年6月30日をもって人権擁護委員の真砂誠氏の任期が満了となるため、新たに藤本朋子氏を推薦したいので、同様に議会の意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第12、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての内容説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 上程議案集の25ページをお開きください。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の谷部達海氏におきましては、令和6年6月30日をもって任期満了を迎えますが、引き続き同氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

谷部氏の略歴につきましては、次のページ、議案集26ページに記載のとおりでございますが、令和3年6月に人権擁護委員にご就任以来、人権問題に対する高い関心と熱意を持って職務に取り組んでおられ、人権擁護委員の適任者であることから、再度のご就任を目的に推薦しようとするものでございます。

なお、任期は令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

諮問第1号は適任として答申したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については適任として答申することに決定いたしました。

次、日程第13、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての内容説明を求めます。
住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 上程議案集の27ページをお開きください。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

提案理由に記載のとおり、現在、人権擁護委員であります真砂誠氏の任期満了に伴い、後任として藤本朋子氏を推薦いたします。

藤本氏の略歴につきましては、議案集28ページに記載のとおりでございます。

推薦理由でございますが、藤本氏は、平成31年4月から小豆島町の隣保館である城山会館で指導職員として勤務いただいております。温厚誠実な人柄で来館される人々からの信頼も厚く、また隣保館職員としての数多くの人権に関する研修も受講されており、現在の人権問題に対する正確な見識を有しておられますことから、人権擁護委員の適任者であるとして推薦しようとするものでございます。

なお、任期は令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間でございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

諮問第2号は適任として答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については適任として答申することに決定いたしました。

~~~~~

日程第14 発議第2号 草壁港の賑わいと活性化を求める決議

○議長（谷 康男君） 次、日程第14、発議第2号草壁港の賑わいと活性化を求める決議を議題といたします。提案理由の説明を求めます。2番高尾議員。

○2番（高尾豊弘君） 発議第2号草壁港の賑わいと活性化を求める決議。上記の案件を

会議規則第13条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。令和6年3月15日提出。小豆島町議会議長谷康男殿。提出者、小豆島町議会議員高尾豊弘。賛成者、小豆島町議会議員大下淳。賛成者、小豆島町議会議員安井信之。

別紙です。

草壁港の賑わいと活性化を求める決議。

草壁高松航路については、町長として幾度となく官公庁や航路関係者と面談を行い、これまでの経緯や活動状況等を議会の一般質問や全員協議会等で繰り返し説明されてきた。これらの経緯や町の対応については、令和6年2月7日付で町長から提出のあった草壁高松航路問題の経緯及び本町の対応についての報告のとおりであると認識している。

また、令和3年4月から草壁高松航路が休止になり、草壁港周辺地域への影響が懸念されている中、昨今の原油高、資材価格の高騰や船員不足は、航路事業者の経営に深刻な影響を与えており、大きな赤字が見込まれる中で、航路再開の可能性は大変困難な情勢にある。草壁高松航路の休止は、航路事業における経済的採算性に本質的な課題があり、経済上の課題を克服しない限り航路が再開することではなく、また航路経営に責任を持っていない者が集まり協議したところで、経済的採算性を克服できないことは資本主義社会の観点からも当然のことであり、さらに航路事業は町が担えるものではなく、また現状の極めて厳しい財政状況を考慮した場合、航路事業者への町の赤字補填は不可能であることから、町と同様な見解である。

今日までの取り組みを住民に周知するとともに、草壁港の可能性を追求し、港のにぎわいと活性化に取り組むことを強く求めるものである。以上、決議する。提出先は、小豆島町長大江正彦殿です。

簡単にまとめますと、令和6年2月7日付で町長から提出のあった草壁高松航路問題の経緯及び本町の対応についてを令和6年2月21日の全員協議会にて議論した。議論の結果、報告のとおりで認識している。今後、草壁航路の可能性を追求し、港の活性化に取り組むことを強く求めるものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。中川議員。

○8番（中川光秋君） 異例な質問になろうかと思うんですが、私も議員生活2年を終えようとしております。まだまだ経験不足でありますし、本日傍聴の皆様方からのご要望もありますので、誠に申し訳ございませんがお聞きさせていただきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

発議第2号草壁港の賑わいと活性化を求める決議ということなんですが、流れといいま

すか、そういうなのが理解されてない、しにくいということでご要望もありますので、よろしくをお願いします。

提出者の高尾議員が議長に提出をいたしました、受けた議長が町長に提出されました、という解釈でいいんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 議長として申し上げます。

私のほうから町長に提出するというものではありません。中川議員。

○8番（中川光秋君） すいません、そのあたりもう少し詳しくご説明いただけませんか。

○議長（谷 康男君） 私が答弁していいものでしょうか。この質疑に対しては、私は答えるものはまだないんですけど。なぜ私なんですか。中川議員。

○8番（中川光秋君） 申し訳ありません。この文章なんですが、高尾豊弘議員が小豆島町議会議長谷康男殿ということで出されてます。もう一枚の分で、小豆島町議会議長谷康男から、提出先が大江正彦殿となっております。

申し訳ありません。とんでもない質問かも分かりますけど、傍聴の方が分かりかねるので、そのあたりをご説明ということでさせていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（谷 康男君） 傍聴の方が分からないから言うても、私が議長の立場で今の話を受けるという話なんですけど、それで皆さんにお諮りするということなんで。何で私が一番最初に来ないかんのですか。

暫時休憩します。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時21分

○議長（谷 康男君） 再開します。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 提案者の高尾議員への質問をお願いします。

草壁港の可能性、それから港のにぎわいと活性化に取り組むということがあるんですけども、この具体的な中身を教えていただきたい。

それと、2つ目には、この決議の内容について、議会での議論と意思統一というか、この中身がされていないと私は思うんですけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

先ほど説明あったのは、町長からの説明は確かに聞きました。だけど、議会としての決議ですので、議会としてどういう決議を出すかっていうのはここで議員の論議が必要だったんではないかと思うんで、その点お尋ねします。

それから、もう一つは、そもそも何のためにこの決議を提案するのかと。

中身については、草壁港の賑わいと活性化を求める決議、これがタイトルです。それで、その中身は最後の2行です。「今日までの取り組みを住民に周知するとともに草壁港の可能性を追求し、港の賑わいと活性化に取り組むことを強く求めるものである」と。これを町長に求めています。けれども、昨日の羽田議員の一般質問において、町長は今までの取り組みを町広報や町ホームページで周知すると言われました。また、港の活性化にはこれまでもこれから取り組むということを答弁されています。それで、あえてこの決議を町長に出すというのは意味があるのか、必要性があるのかと思うんですけれども、その点お願いします。

○議長（谷 康男君） 高尾議員。

○2番（高尾豊弘君） 草壁港の活性化が議会で議論がなかったということですが、議会に対してまだ議論するようなことが来ておりません。この決議の中で町長に提出することによって、執行部のほうできちんと絵を描いていただくとか、あと2月21日の全員協議会でもあったように、香川県のほうも草壁港の埋立地も含めた活性化の絵が描けないかなという話もありました。そのようなことを含めて行ってもらい、またそのものを議会に提出していただければ議会としても議論ができますし、また議員各位におかれましても、よい方策があれば議会また執行部のほうへ施策の提案として出していただくというのがこれからのことです。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） いや、私の質問に答えられていないと思うんですけれども。

町はいろんな施策を提案して議会に判断を求める、これはもう当然のこととして、この決議が必要なのかどうかということを私はお尋ねしたんですけれども、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 高尾議員。

○2番（高尾豊弘君） 12月議会の一般質問におきまして、これまでの航路問題の経緯を議会に提出し、議論をしてほしいとの答弁がありました。その中で、文書として議会に提出していただくと議論しますと。2月7日に町長より提出がありました。その内容を2月21日に全員協議会で議論いたしました。その結果、間違っていないという認識で今回の決議となります。議会の意思を決定するものであります。

○議長（谷 康男君） ほかに。川井議員。

○4番（川井 茂君） 質問させていただきます。

この決議で本当に求めていることは、先ほど鍋谷議員のほうからも出ましたが、決議文

の最後の部分に書いてあります「草壁港の可能性を追求し、港の賑わいと活性化に取り組むことを強く求める」だと思います。しかし、この文章全体からは、草壁高松航路の問題をこの決議によって終わらせるというようなことが感じ取られますが、そういうことではないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（谷 康男君） 高尾議員。

○2番（高尾豊弘君） 先ほどの説明をしたとおり、草壁港の可能性、つまり草壁港、港自体の陸の可能性もありますし、港湾の可能性、また草壁航路の再開の可能性、全て含めたものがここに書かれておるという意味です。

○議長（谷 康男君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） ごめんなさい、私がお尋ねしているのは、終わらせるという意図があるかないか、ウィッチワンでございます。

○議長（谷 康男君） 高尾議員。

○2番（高尾豊弘君） 可能性を求める、終わらすつもりではありません。

○議長（谷 康男君） ほかに。中川議員。

○8番（中川光秋君） 今、鍋谷議員からも質問あったと思うんですが、活性化の具体策、まだ今は決まってないという、この間の会でも言っていました。その活性化のいろいろなことをやった場合に草壁港が港として機能しなくなるようなことはありませんか。

○議長（谷 康男君） 高尾議員。

○2番（高尾豊弘君） 草壁港の機能するしないといいたいでしょうか、当然岸壁は町岸壁ですので、いつ船が走れるように、航路事業者が現れてもきちんと整備をしていくように求めているものであります。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、草壁港の賑わいと活性化を求める決議に反対の立場で討論を行います。

まず、議会の決議とは、議会の意思を対外的に表明するために行われるものです。今回の決議の議会の意思とは何でしょうか。町から報告された草壁高松航路問題の経緯及び本町の対応については、事実経過と町の見解です。しかし、議会として議論もなく町の見解

をそのまま決議とすることは、様々な考えの住民の代表の議会としての役割を放棄するもので、問題だと考えます。少なくとも、フェリー再開を求める住民の声、就航の会をはじめとする住民運動を無意味なものとして否定するような文章は削除すべきです。

公共交通としてのフェリーの再開は多くの住民が望んでいることであり、公共交通機関として本来国の補助があるべきと考えますが、現状国の制度の不十分さもあり実現が困難であることは理解します。しかし、議会として決議するなら、住民の願いであるフェリー再開に向けた取り組みを今後も息長く続けることをもはっきり決議に表明するべきではないでしょうか。

取り組みの終結宣言とも言える内容であり、にぎわいと活性化の具体的内容がないこの決議が町民の理解を得るとは思えませんし、今決議する内容とも思えません。以上で反対します。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番大下議員。

○1番（大下 淳君） 私は、この決議に賛成の立場で意見を申し述べます。

反対討論では、重要な案件でもあるにもかかわらず異論や議案の提出からの議会の協議が少ないとの意見であったと思いますが、この件に関しましては、これまでに何度も何度も会議を持ちましたが、これといって意見が出ることもなく、今さら改めて深く掘り下げて議論するものはないと考えられます。

大切なことは、この問題に対し町が行ってきたことを正しく理解し、将来に向けた政策を後押ししていくことであります。よって、今議会において発議として提出されたことは適切な判断であると考えます。

内海フェリーの就航がなくなって以降、国際両備フェリーが高松航路を担ってくれています。増便して利便性を高めつつも、しかしながらその経営実態は大きな赤字経営に苦しんでいることに気づかなければなりません。申し上げるまでもなく、公共交通は地元の人々の利用がなければその経営が成り立たないのは過去に学んだとおりであります。町は、今回の決議に際し明確に経緯を示すとともに、状況判断と今後の見通しを示されているのではないですか。

就航の会の皆さんも、これまでの活動を振り返り、現状認識と今後の方向性を明確にするなどしっかりと総括をすべきではありませんか。確認なり、何度か申し上げてきましたが、残念ながら願いは届かないようであります。ここでは立ち止まり、しっかりと総括を行い、今後の活動に際して町との情報共有とその理解を含めて協力し合うことが正しい方向ではないでしょうか。このままでよいとは考えられません。

いずれにいたしましても、町執行部においては、町長を先頭に職員一丸となって日夜努力を重ねてきておるところであります。高速艇でもあればの声があるや、すぐに想定できる運賃や経営分析を作成し即座に示してくれたこと、お忘れになっていませんか。しっかり前を向いて、国や県など関係行政機関をはじめ航路事業者とも何度も何度も意見調整に努め、このたびの経緯の報告と今後の方策の表明に至ったものであります。

これまでの努力を大いに認めるべきものであって、今後の活性化施策にさらなる期待を抱きたいことから、この決議案に賛成するものであります。以上であります。

○議長（谷 康男君） 次、原案に反対の方の発言を許します。8番中川議員。

○8番（中川光秋君） 私、反対討論ということで、就航関係の法律も絡めて発言させていただきます。

海上運送法という法律があります。海送法の指定区間制度による民間事業者の自由競争に任せるだけではなく諸事情の向上に寄与するものとなるように、平成25年、10年前に交通政策基本法が改めて加えられました。

国は民間事業者のみでは交通の確保ができなくなっているため、事業者任せではなく関係者の知恵と力を合わせて頑張りましょうという、すなわち関係者の協議でございます。主管庁である国土交通省の助言もいただき、法律に基づき最終的な判断をすることが必要だと思います。

1年2年前かな、令和4年11月に国会の議員会館におきまして、馬淵国交大臣と佐藤企画調整官に我々就航の会のメンバーが面談をいたしました。その際、この席ではっきりと言われたのは、地元自治体、つまり町長が交通政策基本法に基づいて動き、話合いの場への参加要請があればしっかりと対応いたしますと断言されております。

この件、私もある皆さんに案内の文章を書きました。このことを書きました。根も葉もないことを言うなとSNSでもたたかれました。中川光秋、うそつきというふうにもたたかれましたが、今言ったことは事実でございます。

これを反対討論としておきます。

○議長（谷 康男君） 次、原案に賛成の方の発言を許します。5番羽田議員。

○5番（羽田 満君） 私は、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

航路問題に係る経緯については、議員の皆さんご存じのとおりであり、その事実については特に異論はないと確認しているものと理解しています。今日まで、議会において様々に議論し、議員、議会、町長、執行部もできる限りのことを尽くしたけれども、航路再開の現状は時期を待つしかない状況となっております。

発議にありますように、町は、草壁高松航路問題の経緯及び本町の対応についてを2月21日開催の町議会全員協議会で報告いたしました。車の両輪であると言われる議会においても、全員協議会、一般質問等で航路問題に関して協議した経緯もあり、議会としての姿勢を表明すべきであります。

これまでの航路問題の経過を住民の皆さんに十分に知っていただき、ご理解いただき、その上で、立ち止まるのではなく草壁港を港として維持し、航路再開を待ちながら港周辺の整備を進め、にぎわいと活性化により一層取り組むことを町に強く求めるとの決議でありますので、賛成をいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 次、原案に反対の方の発言を許します。6番塩田議員。

○6番（塩田洋介君） 私は、反対の立場から述べさせていただきます。

るいろいろなことを皆様が申されておりますけれども、そもそも港というのは船が発着して成り立つものであると思います。定期航路がないということは、非常に島民に対して不便を供しております。港の活性化ということは大いにやるべきであって、もちろんこれに何ら反対する理由はありません。ただし、港の活性化の一つの方法として、航路の再開というのは大変に重要な要素でございます。

ですから、高尾議員のこの提案は、タイトルと中身がちょっと整合性に欠けるのではないかと。最初に鍋谷議員が申されたように、終止符を打つためのような部分を感じられます。先ほど高尾議員にそれはそうではないというふうなお言葉をいただきましたけれども、どう見てもそういうふうな意図が見られるという文章でございます。全くタイトルと中身に整合性がないということで、またこういう決議を議会でする、しかも多分反対討論もある程度の人数に及ぶと思いますけれども、議会の中でコンセンサスをきちっと得られないような中途半端な議論の中でこういう決議文を上程するということは納得がいきませんということで、反対をいたします。

○議長（谷 康男君） 次、原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 賛成討論がないようなので、原案に反対の方の発言を許します。高橋議員。

○7番（高橋 淳君） 私は、草壁港の賑わいと活性化を求める決議への反対の立場で発言いたします。今までの発言と重複する部分があると思いますが、私の反対討論をします。

この決議は、航路が採算性の問題で難しいから無理だという航路業者の事情に同調した



だけの決議であり、これが議会の航路問題への決議では、大きな問題です。

航路がなくなるということは、草壁地区だけの問題ではなく小豆島全体の問題です。小豆島と島外への道が閉ざされることになり、小豆島の衰退を早めることになります。

町民から負託を受けている小豆島町議会は、島の発展のためにどうすれば草壁航路が再開できるかを考えるべきです。町の発展のために町民の要望に応えなければならない町議会としては、採算性を考えれば草壁航路の就航は当面無理なので、港のにぎわいと活性化に取り組むではなく、港のにぎわいと活性化の前提であり町民の願いである草壁港再開を含めた上で活性化を目指す立場に立つべきです。

草壁航路の再開は、確かに高い障壁があり難しい問題です。しかし、難しいからといって解決策を模索することを諦め、再開に向けた努力を後回しにし、再開の可能性を自ら閉ざすようなことを宣言する必要はありません。

様々な意見があり時に対立することもあります。そのような中で、多くの町民は策があるなら草壁航路を再開させてほしいと願っています。どれだけ障壁が高くても、多くの町民の願いがある限り、草壁航路再開に向けた努力を続け、草壁港の活性化、その先にある小豆島の活性化を目指していくのが議員としての責務だと思います。草壁航路再開の努力を後回しにして草壁港活性化を目指すのではなく、草壁航路再開に向けた努力を諦めず続けながら同時に草壁港の活性化、その先にある小豆島の活性化を目指していくことが住民からの負託を受けている議員のあるべき姿だと思います。

草壁港の賑わいと活性化を求める決議について、多くの議員が反対討論しています。また、議会決議は満場一致が基本だと先輩の議員の皆様からお聞きしています。

草壁の賑わいと活性化を求める決議に反対するとともに、この決議の採決をしないように要望し、私の反対討論を終わります。以上です。

○議長（谷 康男君） 傍聴席、お静かに。

次、原案に反対の方の発言を許します。川井議員。

○４番（川井 茂君） 私も、草壁港の賑わいと活性化を求める決議に反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど質問で高尾議員からいただきました、この問題を決議によって終わらせるという意図はないということを聞きましたので、私はこれを評価したいと思います。

その上で、考えておった反対討論と変わってくるんですが、まずは先ほども述べましたが、草壁港の賑わいと活性化を求める決議というテーマと内容の文章が著しくかけ離れている点、それと文章内の糸を結びつけるのに甚だしく乖離があり相ふさわしくないんじゃ

ないかなというところがまず私の1つ目の原因です。

そして、もう一つは、実際このタイミングでこの決議が、この内容が、私の主観ではありますが、町民の皆さんに対してマイナスの刺激を与えてしまうケースがある。どちらかというとデメリットのほうが大きいんじゃないかなという観点から、私は反対の理由とさせていただきます。以上です。

○議長（谷 康男君） 次、原案に反対の方の発言を許します。三木議員。

○9番（三木 卓君） 私は、反対の立場で討論をいたします。

まず、決議の内容については、一部選択されている言葉や抽象的な表現を除いて、私はおおむね賛成できる内容であります。

前町長時代から始まり、大江町長も就任当初から航路再開の可能性をできる限り探っていたのは、全員協議会で提出された報告書にあるとおりにだと思います。一般質問での答弁においても、前町長時代、定例会のたびに草壁高松航路について一般質問があり、その答弁を議事録にて確認しても、言葉の表現こそ違いますが、前町長、現大江町長の答弁の核心部分はほぼ同じ方向の内容を答弁していると私は感じています。大江町長も様々な方面へお願いや提案をした結果現状に至っている点を考慮しても、行政としてできることの限界がある、私はこのように考えています。

そんな中で、今この段階で本当にこの決議をする必要があるのか、小豆島町議会としての意思表示を本当に今の段階でする必要があるのか、そう自問したところ、必要であるとは言えないという結論に至りました。

理由としては3つあります。

理由の1つ目、決議とは、一定の問題について議会が行う事実上の意思形成であり、議会の意思を対外的に表明するために行われるものです。また、決議自体に法的効果がないとはいえ、決議を行うことで、これは重たいものである、これは正しいものである、そういう認識は住民の中に一定以上生まれますし、行政側としても誠意を持って対応する責任は有するものと考えます。それゆえに、小豆島町議会としての意思を対外的に表明する決議であるならば基本的には全会一致とするほうが好ましいと考えています。その重みを考慮し、決議については全会一致をルールとしている議会も存在しています。これまでの小豆島町議会の決議を見ても、他の市町村議会の決議を見ても、私が調べた限りでは、おおむね全会一致と言える内容が多いと感じました。

また、決議とは、議会の意思を対外的に表明するものであるという性質から、決議の内容に関しては議員間でしっかりと議論をした後に発議として提出するほうが好ましいと考

えています。現段階では、この草壁港の賑わいと活性化を求める決議がこの内容でいいのか、本当にこの決議が必要なのか、それすらもまだ議論されていない状況であるにもかかわらず決議を行うことが果たして本当に正しいことと言えるのか、私は疑問に思います。最悪の場合、小豆島町議会が議論の場ではなく、ただの多数決の場でしかない住民の方々に思われてしまう可能性もあるのではないのでしょうか。私自身、議会が行う決議は非常に重たいものと考えており、そのためには全員の理解や納得を深め全会一致にならずともそれに近づくように、現段階ではもう少し議論する必要があると考えています。

理由の2つ目、現段階でこの決議をしないことによって草壁港のにぎわいと活性化が今より衰退するとは考えにくいからです。

フェリーが走らなくなったことを除くと、現状としては月に1回程度イベントが行われており、そのイベントも回を増すごとに出店者や来場者も増えていると聞いています。そして既に、大江町長が草壁港を活性化させようと様々な方面に奔走し、その成果としてスーパーヨットが到着するようになったりと、むしろ草壁港には既ににぎわいのきっかけが起り活性化に向かっているのではないかと考えています。大江町長のこれまでの一般質問での答弁を議事録にて確認すると、草壁港のにぎわいを生む方向での答弁を行っており、それをもう既に行動に移し、その成果も見えてきております。まさに有言実行、当然大江町長はここでやめることはなく、来年度予算にも草壁港を含めた港湾にスーパーヨット等を誘致することを目的にした予算が計上されている点からも、これまで同様に草壁港のにぎわいや活性化に向けてしっかりと努力をしていただけるものだとは私は確信をしております。

これが現実問題として、草壁港のにぎわいがどんどんどんどんなくなっているにもかかわらず町長がその対策を何もしようとしていないのであれば、決議をすることも理解はできますが、既に様々な方面に奔走し実績を残している点からも、現段階で小豆島町議会としてにぎわいと活性化を強く求める決議をする必要はないと考えます。

理由の3つ目、草壁港の賑わいと活性化を求める決議文の中にある文章のほとんどが草壁高松航路の問題に端を発した内容となっており、今現段階でこの決議を行うことは、草壁高松航路の問題に対して強引に終止符を打とうとしているように取られる可能性があります。この点は、先ほどの川井議員の質問から、高尾議員がその意図はないとしっかりと答弁をいただきましたので、傍聴の方々にもそこはしっかりと意識していただきたいと思っています。

その上でも、言葉や紙で伝わるものにも限界があります。草壁高松航路の問題はこの町

を二分したほどの大きな問題であるがゆえに、その対応や着地の仕方を間違えると、既に住民の方々が肌で感じつつあるこの問題の収束感を再燃させてしまう可能性が拭えません。この問題では、様々な部分で事実がゆがみ、住民に対して情報が十分に、そして正確に伝わっていないことが多々あります。

そのような状況の中で、先般の全員協議会において時系列での報告書が議会に提出されました。ここに来てやっと時系列での情報がまとまり報告書として上がってきたわけですから、議会として、また議員として、この報告書を基に住民の方々に対して事実と状況の理解を深める、むしろいい機会にできるのではないかと考えています。

住民を代表する議員という立場であるならば、住民との対話の機会を増やし議会からの発信も増やすことでより理解を深めてもらうなど、この決議を行う前にもう少し違った方向での努力をまずは議員や議会が率先して行動していくことも必要ではないかと考えます。以上、理由として3点、決議には対外的に与える重み、効果があり、それを考えると基本的には全会一致が好ましく、それに至る議論がまだなされていないこと。既に大江町長が努力し、草壁港にはにぎわいのきっかけが生まれていること。収束感のある草壁高松航路の問題が再燃する可能性が拭えず、また議会として、議員として、努力すべきほかの手段も残されていること。以上を理由として、冒頭にも申し上げましたが、決議の内容に関しては私はおおむね賛成できる内容ではありますが、現段階で小豆島町議会としてこの決議を行うことに対して反対をいたします。

重ねて、この決議に対してはもう取下げができませんので、ここで一旦否決し、小豆島全体の海上交通、そして今後広がっていく空の交通も含めて特別委員会を設置し、その中でしっかりと議論を行い、最終的な草壁港の賑わいと活性化を求める決議案を改めて小豆島町議会として発議することを提案し、私の反対討論といたします。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、発議第2号草壁港の賑わいと活性化を求める決議は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 15 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 16 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 17 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷 康男君） 次、日程第15から日程第17、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、日程第15から日程第17を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から、各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和6年第1回小豆島町議会定例会を閉会します。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

閉会 午後2時57分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和    年    月    日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員